

JIS

キッチン設備の構成材

JIS A 4420 : 2018

(キッチン・バス工業会/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	海 野 敦	独立行政法人住宅金融支援機構
	加 藤 信 介	東京大学
	川 上 修	一般財団法人建材試験センター
	橋 高 義 典	首都大学東京
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	長 島 一 郎	一般社団法人日本建設業連合会 (大成建設株式会社)
	西 野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服 部 幸 夫	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本 橋 健 司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学)
	吉 野 裕 宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 56.3.1 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：キッチン・バス工業会

(〒105-0012 東京都港区芝大門 1-4-9 大門ビル TEL 03-3436-6453)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 品質	3
4.1 外観	3
4.2 性能	3
5 構造及び配列	4
5.1 構造	4
5.2 配列	5
6 寸法	5
7 材料	5
8 試験方法	6
8.1 一般試験条件	6
8.2 棚板支持具の強度試験	7
8.3 棚板の強度試験	8
8.4 ワークトップ及びユニット底部の強度試験	9
8.5 扉の垂直荷重試験	9
8.6 扉の水平荷重試験	10
8.7 扉の耐久性試験	10
8.8 引き戸の急速開閉試験	11
8.9 引き戸及び水平形巻き戸の耐久性試験	12
8.10 フラップの強度試験	12
8.11 フラップの耐久性試験	13
8.12 上下巻き戸の急速開閉試験	13
8.13 上下巻き戸の耐久性試験	13
8.14 引出し及びランナーの強度試験	13
8.15 引出し及びランナーの耐久性試験	14
8.16 引出しの急速開閉試験	15
8.17 引出しの底板の外れ試験	15
8.18 取っ手の取付部の強度試験	15
8.19 構造及び骨組の強度試験	16
8.20 ウォールユニットの取付強度試験	16
8.21 シンクの満水性試験	17
8.22 シンクの排水性試験	17

	ページ
8.23 ワークトップの耐衝撃性試験	17
8.24 ワークトップの耐熱性試験	17
8.25 機器に隣接するユニットの空間の温度上昇試験	17
8.26 通電作動試験	18
8.27 電気絶縁抵抗試験	18
8.28 電気絶縁耐力試験	18
9 検査	18
10 表示及び添付文書	18
10.1 表示	18
10.2 添付文書	19
附属書 A (参考) 引出しの急速開閉試験用装置	20
附属書 B (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	23
解 説	24

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、キッチン・バス工業会及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 4420:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

キッチン設備の構成材

Components for kitchen equipments

序文

この規格は、1981年に制定され、その後5回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2005年に行われたが、その後の製品の仕様、構造及び使用材料の多様化に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、附属書Bに示す。

1 適用範囲

この規格は、主として住宅で使用するキッチン設備の構成材(以下、構成材という。)について規定する。

注記 構成材とは、フローユニット、ウォールユニット、トールユニット、ワークトップ、シンク及びトラップをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

- JIS A 0017** キッチン設備の寸法
- JIS A 5536** 床仕上げ材用接着剤
- JIS A 5549** 造作用接着剤
- JIS A 5905** 繊維板
- JIS A 5908** パーティクルボード
- JIS B 1501** 転がり軸受—鋼球
- JIS G 3133** ほうろう用脱炭鋼板及び鋼帯
- JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 3302** 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313** 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3444** 一般構造用炭素鋼鋼管
- JIS G 3532** 鉄線
- JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4309** ステンレス鋼線
- JIS G 5501** ねずみ鋳鉄品
- JIS H 3250** 銅及び銅合金の棒
- JIS H 4000** アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条